「輸出管理内部規程の届出等について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出管理内部規程の届出等について（平成１７年２月２５日付け平成１７・０２・２３貿局第６号・輸出注意事項１７第９号）

改　　正　　後	現　　行
本文　（略） （様式１）～（様式２）（略）	本文　（略） （様式１）～（様式２）（略）

（様式３）

輸出者等概要・自己管理チェックリスト

経済産業大臣殿

提出者（注１）輸出者等名　：
記名押印又は署名　代表者役職名：
代表者氏名　：

提出年月日　　年　　月　　日

住　所　〒

電話番号

次のとおり提出します。

１．輸出管理内部規程受理番号（注２）	

２．連絡担当者	所属名 役職名		氏　名 eメール		TEL FAX		
	住所（提出者の住所と異なる場合）	〒					
３．設立年・資本金又は出資総額・従業員	設立　　年	資本金又は出資総額	億円　（　　年　　月現在）		従業員	名　（　　年　　月現在）	
４．輸出管理の最高責任者（輸出者等遵守基準における「統括責任者」に相当）	役職：	氏名：		７．輸出管理に従事する者の総数		名 （うち専任　　名）	
５．取引の最終判断権者	所属・役職：	氏名：		８．教育の実施状況（直近の事業年度）		回	
６．該非判定の責任者（注３）（輸出者等遵守基準における「該非確認責任者」に相当）	所属・役職：	氏名：		９．監査の実施状況（注４）（直近の事業年度）		回	
				監査の対象とした期間：		年　月～　年　月	
１０．適格説明会の受講実績（最近１年間）（注５）	名 （　年　月～　年　月）	（　年　月　日）（受講地：　）（役職：　）（氏名：　）					
		（　年　月　日）（受講地：　）（役職：　）（氏名：　）					
		（　年　月　日）（受講地：　）（役職：　）（氏名：　）					

１１．包括許可証の取得有無及び輸出等件数（直近の事業年度）（注６）									
	許可種別及び取得の有無	特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可（注７） （許可番号：　）	特別一般包括役務取引許可（注７） （許可番号：　）	特定包括輸出許可 （有・無）	特定包括役務取引許可 （有・無）	特別返品等包括輸出・役務取引許可		特定子会社包括輸出・役務取引許可	
						貨物の輸出 （有・無）	技術の提供 （有・無）	貨物の輸出 （有・無）	技術の提供 （有・無）
	有効期限	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
	件数	件	件	件	件	件	件	件	件

（注１）輸出者等が会社の場合は、提出者名として当該会社名、住所として当該会社の本社の所在地（登記簿上の本店の住所）を記載すること。輸出者等が会社以外の場合は、提出者名として当該組織名、住所として当該組織の主たる事務所の所在地（登記簿上の本店の住所）を記載すること。
（注２）輸出管理内部規程受理票に記載されている受理番号を記入すること。
（注３）該非判定の責任者が複数名いる場合には、２名までに併記し、それ以上いる場合には「他○名」と記入すること。
（注４）監査回数は、すべての輸出関連部署をそれぞれ１回監査した場合のみ１回と記入し、一部しか行っていない場合は０回と記入すること。なお、０回と記入した場合には、自己管理チェックリスト（１１）の備考欄の「取組状況」に具体的な実施内容を追記すること。
（注５）受講実績は、本書面の提出日までの過去１年間の実績を記入すること。役職は、受講時のものを記入すること。
（注６）件数は原則として包括許可を用いた輸出件数又は役務取引件数を記入するが、計上が困難な場合は契約件数でも可。ただし、その場合にはその旨を余白に記入すること。
「特別一般包括輸出許可」を受けている者は「特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可」の欄に記入すること。
（注７）特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可（「特別一般包括輸出許可」も含む）又は特別一般包括役務取引許可を受けた者にあっては、返送に係る輸出又は技術の提供（輸出令別表第１又は外為令別表の２の項から１５の項までの中欄に掲げるものであるか、１６の項の中欄に掲げるものであるか必ずしも明らかでないものの返送に係る輸出又は技術の提供を含む。）については、通常の輸出又は取引の件数とは別とし、別添の様式により報告すること。

（様式３）

輸出者等概要・自己管理チェックリスト

経済産業大臣殿

提出者（注１）輸出者等名　：
記名押印又は署名　代表者役職名：
代表者氏名　：

提出年月日　　年　　月　　日

住　所　〒

電話番号

次のとおり提出します。

１．輸出管理内部規程受理番号（注２）	

２．連絡担当者	所属名 役職名		氏　名 eメール		TEL FAX		
	住所（提出者の住所と異なる場合）	〒					
３．設立年・資本金又は出資総額・従業員	設立　　年	資本金又は出資総額	億円　（　　年　　月現在）		従業員	名　（　　年　　月現在）	
４．輸出管理の最高責任者（輸出者等遵守基準における「統括責任者」に相当）	役職：	氏名：		７．輸出管理に従事する者の総数		名 （うち専任　　名）	
５．取引の最終判断権者	所属・役職：	氏名：		８．教育の実施状況（直近の事業年度）		回	
６．該非判定の責任者（注３）（輸出者等遵守基準における「該非確認責任者」に相当）	所属・役職：	氏名：		９．監査の実施状況（注４）（直近の事業年度）		回	
				監査の対象とした期間：		年　月～　年　月	
１０．適格説明会の受講実績（最近１年間）（注５）	名 （　年　月～　年　月）	（　年　月　日）（受講地：　）（役職：　）（氏名：　）					
		（　年　月　日）（受講地：　）（役職：　）（氏名：　）					
		（　年　月　日）（受講地：　）（役職：　）（氏名：　）					

１１．包括許可証の取得有無及び輸出等件数（直近の事業年度）（注６）									
	許可種別及び取得の有無	特別一般包括輸出許可（注７） （有・無）	特別一般包括役務取引許可（注７） （有・無）	特定包括輸出許可 （有・無）	特定包括役務取引許可 （有・無）	特別返品等包括輸出・役務取引許可		特定子会社包括輸出・役務取引許可	
						貨物の輸出 （有・無）	技術の提供 （有・無）	貨物の輸出 （有・無）	技術の提供 （有・無）
	有効期限	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
	件数	件	件	件	件	件	件	件	件

（注１）輸出者等が会社の場合は、提出者名として当該会社名、住所として当該会社の本社の所在地（登記簿上の本店の住所）を記載すること。輸出者等が会社以外の場合は、提出者名として当該組織名、住所として当該組織の主たる事務所の所在地（登記簿上の本店の住所）を記載すること。
（注２）輸出管理内部規程受理票に記載されている受理番号を記入すること。
（注３）該非判定の責任者が複数名いる場合には、２名までに併記し、それ以上いる場合には「他○名」と記入すること。
（注４）監査回数は、すべての輸出関連部署をそれぞれ１回監査した場合のみ１回と記入し、一部しか行っていない場合は０回と記入すること。なお、０回と記入した場合には、自己管理チェックリスト（１１）の備考欄の「取組状況」に具体的な実施内容を追記すること。
（注５）受講実績は、本書面の提出日までの過去１年間の実績を記入すること。役職は、受講時のものを記入すること。
（注６）件数は原則として包括許可を用いた輸出件数又は役務取引件数を記入するが、計上が困難な場合は契約件数でも可。ただし、その場合にはその旨を余白に記入すること。
（注７）特別一般包括輸出許可又は特別一般包括役務取引許可を受けた者にあっては、返送に係る輸出又は技術の提供（輸出令別表第１又は外為令別表の２の項から１５の項までの中欄に掲げるものであるか、１６の項の中欄に掲げるものであるか必ずしも明らかでないものの返送に係る輸出又は技術の提供を含む。）については、通常の輸出又は取引の件数とは別とし、別添の様式により報告すること。

（直近の事業年度：　　年　　月～　　年　　月）

12. 輸出状況等			13. 国別輸出等（注8）	【ホワイト国（注9）を除く上位3ヶ国】		
総売上額又は総収入額		百万円		1		百万円
貨物の輸出額		百万円		2		百万円
				3		百万円
直接輸出額（※1）		百万円	別表第4	イラン		百万円
直接輸出額のうち、リスト規制貨物の額（※2）		百万円		イラク		百万円
				北朝鮮		百万円

（注8）　国別輸出額は、12.（※1）の直接輸出額の内訳として記入すること。
（注9）　輸出貿易管理令別表第3に掲げる地域

14. 主要なリスト規制貨物・技術（1～15項に該当）仕向地及び海外主要取引先（直近の事業年度）

項番（注10）	省令番号（注11）	リスト規制貨物・技術の名称	比率（注12）	製品・技術	仕向地	需要者又は輸入者（注13）	取引形態等
			%	自社・購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
			%	自社・購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
			%	自社・購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
			%	自社・購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
			%	自社・購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
			%	自社・購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
			%	自社・購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
			%	自社・購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等

（注10）　項番には輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第1又は外国為替令（昭和55年政令第260号）別表の項番を記入すること。
（注11）　省令番号には輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号）の番号を記入すること。
（注12）　リスト規制貨物の直接輸出額（「2.直接輸出額のうち、リスト規制貨物の額（※2）」）に対する当該項番の貨物の直接輸出額のおおよその割合を記入すること。なお、技術の場合には「－」を記入すること。
（注13）　需要者が判明していない場合には、輸入者とすること。

15. 輸出貿易管理令の別表第4に掲げる3ヶ国向け輸出等における主な商社等名（直近の5事業年度）（注14）	仕向地	取引先商社等名	時期（注15）	16. 外国ユーザーリスト掲載需要者への輸出等の状況（直近の5事業年度）（注15）	仕向地	外国ユーザーリスト掲載需要者名	輸出貨物・提供技術の名称	時期（注16）

（注14）　主な商社等名が5以上ある場合は、仕向地、取引先商社等名、時期をそれぞれ記載した別紙（様式自由）を添付すること。
（注15）　外国ユーザーリスト掲載需要者が5以上ある場合は、仕向地、外国ユーザーリスト掲載需要者名、輸出貨物・提供技術の名称、時期をそれぞれ記載した別紙（様式自由）を添付すること。
（注16）　輸出又は提供の時期（年月）を記入すること。同一案件が複数ある場合には直近の時期を記入し、その他の時期の輸出又は提供はそれぞれ（注14）、（注15）で要求される別紙に記載すること。

（直近の事業年度：　　年　　月～　　年　　月）

12. 輸出状況等			13. 国別輸出等（注8）	【ホワイト国（注9）を除く上位3ヶ国】		
総売上額又は総収入額		百万円		1		百万円
貨物の輸出額		百万円		2		百万円
				3		百万円
直接輸出額（※1）		百万円	別表第4	イラン		百万円
直接輸出額のうち、リスト規制貨物の額（※2）		百万円		イラク		百万円
				北朝鮮		百万円

（注8）　国別輸出額は、12.（※1）の直接輸出額の内訳として記入すること。
（注9）　アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

14. 主要なリスト規制貨物・技術（1～15項に該当）仕向地及び海外主要取引先（直近の事業年度）

項番（注10）	省令番号（注11）	リスト規制貨物・技術の名称	比率（注12）	製品・技術	仕向地	需要者又は輸入者（注13）	取引形態等
			%	自社・購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
			%	自社・購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
			%	自社・購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
			%	自社・購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
			%	自社・購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
			%	自社・購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
			%	自社・購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
			%	自社・購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等

（注10）　項番には輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第1又は外国為替令（昭和55年政令第260号）別表の項番を記入すること。
（注11）　省令番号には輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号）の番号を記入すること。
（注12）　リスト規制貨物の直接輸出額（「2.直接輸出額のうち、リスト規制貨物の額（※2）」）に対する当該項番の貨物の直接輸出額のおおよその割合を記入すること。なお、技術の場合には「－」を記入すること。
（注13）　需要者が判明していない場合には、輸入者とすること。

15. 輸出貿易管理令の別表第4に掲げる3ヶ国向け輸出等における主な商社等名（直近の5事業年度）（注14）	仕向地	取引先商社等名	時期（注15）	16. 外国ユーザーリスト掲載需要者への輸出等の状況（直近の5事業年度）（注15）	仕向地	外国ユーザーリスト掲載需要者名	輸出貨物・提供技術の名称	時期（注16）

（注14）　主な商社等名が5以上ある場合は、仕向地、取引先商社等名、時期をそれぞれ記載した別紙（様式自由）を添付すること。
（注15）　外国ユーザーリスト掲載需要者が5以上ある場合は、仕向地、外国ユーザーリスト掲載需要者名、輸出貨物・提供技術の名称、時期をそれぞれ記載した別紙（様式自由）を添付すること。
（注16）　輸出又は提供の時期（年月）を記入すること。同一案件が複数ある場合には直近の時期を記入し、その他の時期の輸出又は提供はそれぞれ（注14）、（注15）で要求される別紙に記載すること。

自己管理チェックリスト

（記入要領）（略）

評価項目		A欄　輸出管理内部規程上の取扱い	B欄　実際の取組	備考
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
包括許可				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
9-5 (1)	包括許可取扱要領Ⅱ４（１）②に規定する返送に係る輸出又は包括許可取扱要領Ⅱ４（２）②に規定する返送に係る技術の提供を行うに当たり、返送のための輸出又は技術の提供であること（用途）、輸入元又は提供元と同一の者に返送すること（需要者又は利用者）及び返送に係る輸出又は技術の提供の条件に適合していることの確認を行う規定を定め、実行しているか。	（略）	（略）	（略）
9-5 (2)	輸出関連書類等が包括許可取扱要領Ⅱ４（１）②に規定する返送に係る輸出又は包括許可取扱要領Ⅱ４（２）②に規定する返送に係る技術の提供後一律７年以上保存されるよう定めているか。	（略）	（略）	（略）

自己管理チェックリスト

（記入要領）（略）

評価項目		A欄　輸出管理内部規程上の取扱い	B欄　実際の取組	備考
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
包括許可				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
9-5 (1)	包括許可取扱要領Ⅰ２（３）①（ⅱ）に規定する返送に係る輸出又は包括許可取扱要領Ⅰ２（３）②（ⅱ）に規定する返送に係る技術の提供を行うに当たり、返送のための輸出又は技術の提供であること（用途）、輸入元又は提供元と同一の者に返送すること（需要者又は利用者）及び返送に係る輸出又は技術の提供の条件に適合していることの確認を行う規定を定め、実行しているか。	（略）	（略）	（略）
9-5 (2)	輸出関連書類等が包括許可取扱要領Ⅰ２（３）①（ⅱ）に規定する返送に係る輸出又は包括許可取扱要領Ⅰ２（３）②（ⅱ）に規定する返送に係る技術の提供後一律７年以上保存されるよう定めているか。	（略）	（略）	（略）

（別添）

特別一般包括許可の返送に係る輸出及び返送に係る技術の提供に係る報告

（報告の対象となる期間：平成　　年　月　日～平成　年　月　日）

記

許可番号（輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可）：＿＿＿＿＿＿＿＿

許可番号（役務取引許可）：＿＿＿＿＿＿＿＿

①返送に係る輸出　　件

②返送に係る技術の提供

提供開始時期	提供地	取引の相手方の氏名又は名称及び住所・居所又は所在地	提供技術の概要

（注１）報告の対象となる期間内における同一の相手方への一連の技術提供については一つにまとめて記載すること。

（注２）貨物に内蔵又は付随する技術データ（プログラムを含む。）の返送については記載不要。

（様式４）～（様式７）（略）

（別紙１）

外為法等遵守事項

Ⅰ（略）

Ⅱ 個別事項（輸出者等遵守基準並びにリスト規制、大量破壊兵器キャッチオール規制及び通常兵器補完的輸出規制に対応していること。）

１～５（略）

６　資料管理（遵守基準省令第１条第二号チ関係）

（１）（略）

（２）輸出関連書類等を貨物の輸出時・技術の提供時から少なくとも７年間保存すること（遵守基準省令第１条第二号チを含む。）。ただし、輸出貿易管理令（昭和２４年政令第３７８号）別表第１又は外国為替令（昭和５５年政令第２６０号）別表それぞれの５の項から１６の項までの中欄に掲げる貨物又は技術については、

（別添）

特別一般包括許可の返送に係る輸出及び返送に係る技術の提供に係る報告

（報告の対象となる期間：平成　　年　月　日～平成　年　月　日）

記

許可番号（輸出許可）：＿＿＿＿＿＿＿＿

許可番号（役務取引許可）：＿＿＿＿＿＿＿＿

①返送に係る輸出　　件

②返送に係る技術の提供

提供開始時期	提供地	取引の相手方の氏名又は名称及び住所・居所又は所在地	提供技術の概要

（注１）報告の対象となる期間内における同一の相手方への一連の技術提供については一つにまとめて記載すること。

（注２）貨物に内蔵又は付随する技術データ（プログラムを含む。）の返送については記載不要。

（様式４）～（様式７）（略）

（別紙１）

外為法等遵守事項

Ⅰ（略）

Ⅱ 個別事項（輸出者等遵守基準並びにリスト規制、大量破壊兵器キャッチオール規制及び通常兵器補完的輸出規制に対応していること。）

１～５（略）

６　資料管理（遵守基準省令第１条第二号チ関係）

（１）（略）

（２）輸出関連書類等を貨物の輸出時・技術の提供時から少なくとも７年間保存すること（遵守基準省令第１条第二号チを含む。）。ただし、輸出貿易管理令（昭和２４年政令第３７８号）別表第１又は外国為替令（昭和５５年政令第２６０号）別表それぞれの５の項から１６の項までの中欄に掲げる貨物又は技術については、

貨物の輸出時又は技術の提供時から少なくとも５年間保存すること（特別一般包括許可を受けた者にあっては、包括許可取扱要領Ⅱ４（１）②に規定する返送に係る輸出又は包括許可取扱要領Ⅱ４（２）②に規定する返送に係る技術の提供に該当するものとして輸出又は技術の提供をした場合（輸出令別表第１又は外為令別表の２の項から１５の項までの中欄に掲げるものであるか、１６の項の中欄に掲げるものであるか必ずしも明らかでないものの返送に係る輸出又は技術の提供を含む。）にあっては一律７年間保存すること）。 ７～８（略） （別紙２）（略）	貨物の輸出時又は技術の提供時から少なくとも５年間保存すること（一般包括許可を受けた者にあっては、包括許可取扱要領Ⅰ２（３）①（ⅱ）に規定する返送に係る輸出又は包括許可取扱要領Ⅰ２（３）②（ⅱ）に規定する返送に係る技術の提供に該当するものとして輸出又は技術の提供をした場合（輸出令別表第１又は外為令別表の２の項から１５の項までの中欄に掲げるものであるか、１６の項の中欄に掲げるものであるか必ずしも明らかでないものの返送に係る輸出又は技術の提供を含む。）にあっては一律７年間保存すること）。 ７～８（略） （別紙２）（略）